

ID: 123

担当部署: 福祉課

処分の概要	介護保険料の減免		
例規名 根拠条項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例 第2条		
例規番号	令和2年条例第12号		
<p>【基準】</p> <p>第2条の規定による。 (介護保険料の減免)</p> <p>第2条 第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)が、感染症の影響により次の各号のいずれかに該当することとなったときは、令和4年度分の介護保険料(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている介護保険料)について、当該区分に応じた減免の割合を乗じて得た額を当該介護保険料から減免する。</p> <p>(1) 感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 全部</p> <p>(2) 感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年における当該事業収入等の額の10分の3以上である第1号被保険者(合計所得金額(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円を超える者を除く。) 別表第1に掲げる減免対象の介護保険料額に、別表第2の左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額</p> <p>2 前項各号のいずれにも該当する場合は、減免の額が大きいものを適用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年9月29日